

戸塚南部区画整理だより

発行 / 川口市戸塚南部特定土地区画整理組合

理事長 増田 拓巳

〒333-0804 川口市大字久左衛門新田 47番地の1

電話 南部組合事務局 298-6745
区画整理組合推進室 294-2774

No.36

令和6年8月

ご挨拶

盛夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素、当組合の事業につきまして多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、本地区の区画整理事業は、今年2月16日に換地処分が終わり、道路・公園などの
公共施設を市に引継ぎ、残すところ清算金の徴収、交付となりました。徴収は始まっており、
徴収金が集まり次第、交付いたします。
今後とも皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 増田 拓巳

令和5年度決算額及び令和6年度予算額

【収入の部】

項 目	令和5年度決算額				(単位：円)
	当初予算額	補正予算額	決算額	差引	令和6年度 予算額
保 留 地 処 分 金	0	0	0	0	0
補 助 金	88,000,000	0	88,000,000	0	38,730,000
雑 収 入	667,000	0	334,119	△ 332,881	665,000
前 年 度 繰 越 金	40,000,000	0	43,970,244	3,970,244	35,000,000
借 入 金	2,000	0	0	△ 2,000	2,000
保 留 地 精 算 金	0	0	0	0	378,000
清 算 金 等 徴 収 金	0	0	0	0	256,345,000
収 入 合 計	128,669,000	0	132,304,363	3,635,363	331,120,000

【支出の部】

事 業 費	80,000,000	0	79,666,180	333,820	30,131,000
工 事 費	30,500,000	0	30,343,280	156,720	1,000
補 償 費	0	0	0	0	0
調 査 設 計 費	49,500,000	0	49,322,900	177,100	30,130,000
事 務 費	13,579,000	0	10,505,041	3,073,959	14,847,000
予 備 費	35,090,000	0	0	35,090,000	29,139,000
保 留 地 精 算 金	0	0	0	0	658,000
清 算 金 等 交 付 金	0	0	0	0	256,345,000
支 出 合 計	128,669,000	0	90,171,221	38,497,779	331,120,000

【今後の清算金の予定】

- (1) 清算金徴収通知書（7月25日）を送送、納付期限8月30日（金）までに口座へお振込みをお願い致します。
- (2) 分割納付の方は、次の清算金徴収通知書（第2回）を令和7年1月下旬頃に発送しますので、2月28日（金）までに納付をお願い致します。
- (3) 12月下旬に清算金交付対象者の方へ確定申告用の証明書類を送付致します。
- (4) 交付清算金の方については、徴収清算金の納付状況により交付時期が未定となりますので、決まりましたら、お知らせいたします。

【徴収清算金について】

振込み用紙や納付書はありませんので、組合指定口座への口座振り込みをお願い致します。

【清算金に係る延滞金について】

納付期限を過ぎた場合、納付期限の翌日から起算し、その滞納した日数に応じて、年10.75%の定められた延滞金や手数料が加算されますので納付期限を厳守して下さい。

また、分割徴収の方は、決定が取り消しとなり、一括徴収となりますのでご注意下さい。

参考：組合定款（抜粋）

（督促手数料及び延滞金）

第75条 第73条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、督促1回毎に督促状の送付料金に相当する額の督促手数料及びその滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときはこれを切捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。

2 前項の延滞金の額が10円未満である場合においては、これを徴収しないものとする。